

## 軽自動車税の減免について（減免できるのは、普通車を含めて一人一台のみとなります）

### ◎減免申請の方法

- 必要なもの
  - 納税通知書（5月初旬にお送りする分です）
  - 納税者の印鑑（認め印で結構です）
  - 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、お手持ちの手帳すべて
  - 運転免許証（運転される方のもの）
  - 車検証（コピーでも可・本人名義であること）※注1
- 申請期間
  - 納税通知書受領後から、納期限の1週間前まで
- 手続き場所
  - 市民税課、各区（東・西・南・北）税務室
  - ※各総合出張所では取り扱いできません

### ◎減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障害名が2つ以上の場合は、各々の障害名の程度について等級（程度）が認定されます。（手帳の最初のページに記載されている等級と異なる場合があります。2つ以上の場合は、あらかじめ市民税課・軽自動車税班へお問い合わせください）

障害名	区分	身体障害者福祉法施行規則		
		別表第5号	恩 給 法	
		別表第1号表の2	同第1号表の3	
視 覚 障 害	本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症	
	家族等	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症	
聴 覚 障 害	本人	2級及び3級	特別項症～第4項症	
	家族等	2級及び3級	特別項症～第4項症	
平 衡 機 能 障 害	本人	3級	特別項症～第4項症	
	家族等	3級	特別項症～第4項症	
音 声 機 能 障 害	本人	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
	家族等			
上肢不自由（※注2）	本人	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症	
	家族等	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症	
下 肢 不 自 由	本人	1級～6級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症
	家族等	1級～3級	特別項症～第3項症	
体 幹 不 自 由	本人	1級～3級及び5級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症
	家族等	1級～3級	特別項症～第4項症	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
		家族等	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	本人	1級～6級	
		家族等	1級～3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
心 臓 機 能 障 害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症	
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症	
じん臓機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症	
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症	
呼 吸 器 機 能 障 害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症	
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症	
ぼうこう機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症	
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症	
直 腸 機 能 障 害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症	
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症	
小 腸 機 能 障 害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症	
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人	1級～3級		
	家族等	1級～3級		

療 育 手 帳 障害の程度が「A」と記載された者

精神障害者保健福祉手帳 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者

（注1）身体障害者本人が18歳未満の場合、療育手帳の場合、精神障害者保健福祉手帳の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車も対象に含まれます。

（注2）上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障害  
2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの